

# 議決された条例関係議案

今定例会では、市長から条例の制定議案が二件、条例の一部改正議案が七件提出され、議会では、これらを可決しました。主な議案の内容は次のとおりです。

## 【条例の制定】

### ◎鎌倉市意見公募手続条例

市政の公正性・透明性を確保するため、市民等に対し、政策案等を公表し、意見の募集等を行うための手続きを定めるものです。

### ◎鎌倉市意見公募手続条例

意見公募手続きの対象となる政策等は、総合計画その他市の基本的な政策を定める計画や市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し、または権利を制限する条例などです。なお、緊急を要するもの、直接請求により議会に付議するもの、金銭徴収に関するもの、軽微なものなどは適用除外としています。政策等の案等の公表、意見の提出方法を初め、意見公募手続きを行っている案件の一覧を市ホームページで公表するなどの規定を定めるものです。

### ◎鎌倉市議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

公職選挙法の一部改正により、市長選挙における選挙運動用のビラの作成が公費負担の対象となつたため、現行の選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を廃止し、新たに条例を制定するものです。

## ◎鎌倉市行政手続条例

指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の指定管理者を、申請等に対する処分権限を有する機関及び行政指導ができる機関として条例に位置付けるとともに、指定期間の指定など議会の議決等を経たうえでされるべきものとされている処分については、本条例の適用除外とするほか、関連条項の整備をするものです。

### ◎鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例

職員または非常勤特別職員が離職した場合における給料または月額の報酬について、現在、その月分の全額を支給しているものを、死亡による場合を除き、その日まで支給するものです。

### ◎鎌倉市財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例

普通財産の交換、譲与等について公益上特に必要と認められる場合は、その相手方を国、他の地方公共団体等のほかに、自治会・町内会、NPO法人等の公共的団体まで拡大するとともに、物品の譲与等についても公益上特に必要があるときは、相手方を限定しないことにするものです。

### ◎鎌倉市子ども会館条例

七里ガ浜東五丁目三番三号と七里ガ浜東五丁目三番三号との間に、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の四施設について、その管理を指定管理者に行わせるため、施設の利用の承認、施設及び附帯設備の維持管理などの業務の範囲、現行の額を上限とする利用料金、市民の平等な利用の確保や施設の適切な管理等を必要な要件とする指定管理者の指定などについて規定する

### ◎鎌倉市子ども家条例

白倉重治議員は、議員在任百二十万円を追加するもので、補正後の総額は百四億八百七十万円となります。

## 写真を募集しています!

「かまくら議会だより」の1面写真を募集しています！

メインテーマ：「かまくら好日」

詳細は、議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。電話 0467(23)3000 内線 2448

# 大船駅東口市街地再開発事業 特別会計予算

この予算議案は、二月定例

## 特別委員会

鎌倉市議会では、現在3つの特別委員会が設置されています。各委員会の審査状況等についてお知らせします。



者の賛否の現状を踏まえれば、都市計画変更の決定は時期尚早であるとして、平成十九年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算は否決されました。

今定例会において、市長は、四月から六月までの三ヶ月間の予算執行に空白が生じることを回避するための暫定予算を専決処分したことについて、平成十九年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算と比較して、四千二百九十万円、十三・七%減となり、専決処分を承認するとともに、予算議案も可決しました。

この特別委員会では、地方分権が着実に進む中で、市民自治の基本となるルールづくりに向けて、市民自治のあり方、議会の役割、機能など、自治基本問題について、その内容に関する調査研究をしています。

委員会ではまず、本市を初めとし、県や事業者などから資料を求め、その内容の確認を行うほか、担当部職員への質疑を行うなど調査を進めています。

委員会ではまず、本市を初めとし、県や事業者などから資料を求め、その内容の確認を行うほか、担当部職員への質疑を行うなど調査を進めています。